

# 防災集団移転促進事業の状況

▽問い合わせ先：復興政策課（内線339）



グラウンドが開放された大船渡中学校

年月	入居戸数(単位:戸)		入居者数(単位:人)	
	前年比		前年比	
平成24年3月末	1,777	△15	4,307	△224
平成25年3月末	1,695	△82	3,980	△327
平成26年3月末	1,534	△161	3,409	△571
平成27年3月末	1,278	△256	2,820	△589
平成28年3月末	781	△497	1,691	△1,129
平成29年3月末	242	△539	540	△1,151
平成30年2月末	124	△118	231	△309

■応急仮設住宅は「特定延長」へ移行  
恒久的住宅への移行はいよいよ終盤を迎え、平成30年4月以降の入居戸数は、特定延長が認められた77戸（平成30年2月末時点、他市で被災した4戸を含む）となります。

今後、平成31年3月に土地が引き渡される土地区画整理事業対象者以外は、平成30年度中に退去する見込みです。

■恒久的住宅への移行を支援  
被災者が抱える個々の課題の解決に向けた取り組みを推進するため、市社会福祉協議会、共生地域創造財團、市民生・住宅関係部署で「大船渡市応急仮設住宅支援協議会」を組織し、被災者の見守りや支援事業を実施しています。「特定延長」への移行に伴い、要件に該当しない世帯は、仮設住宅から退去しなければなりません。このため協議会では、それぞれの専門知識を活かし、一日も早い恒久的住宅への移行を支援してきました。また、応急仮設住宅における見守りや団地内のコミュニ

ニティ活動への支援のほか、災害公営住宅での団地内コミニティ形成支援や地域公園など既存の地域コミュニティとの連携促進にも取り組んでいます。

■引き続き撤去・集約化を進めます  
市では、平成26年11月に応急仮設住宅の撤去・集約化計画を公表し、学校敷地と地権者から返還を求められている団地の撤去・返還を優先的に進めてきました。

平成29年8月上旬に第一中学校と大船渡中学校のグラウンド復旧が完了し、学校敷地を利用して建設された応急仮設住宅9カ所の全てを学校に返還するとともに、8つの都市公園に建設された応急仮設住宅についても、同時期に全て撤去して全面開放し、子どもたちの運動場や遊び場の復旧を完了しました。

平成30年度中には、民有地に建設された応急仮設住宅を全て撤去して用地を返還し、長洞と地ノ森の2団地を残すのみとなります。

## 応急仮設住宅の撤去・集約化

▽問い合わせ先：住宅公園課（内線326）



住宅建築が進む中赤崎地区(森っこ)防災集団移転住宅団地



地区公民館、駐在所、保育園などの公益的施設用地の整備が進む中赤崎地区



住宅建築が進む永浜地区防災集団移転住宅団地

津波被害地域の居住に適さないと認められる区域内にある住居の集団移転を目的として平成24年度から実施している防災集団移転促進事業が、いよいよ完了間近となっています。

昨年9月の中赤崎地区における宅地造成工事完了をもって、市内21地区、全366区画の造成は終了しています。このうち92%にあたる339区画で昨年末までに引き渡しが完了、引き渡し後の宅地には、303戸の住宅が完成し、現在は中赤崎地区的公益的施設用地の整備が進められています。

住宅建築にあたり、市では住宅移転事業費の助成を行っています。金融機関から融資を受けた際の利子相

被災した住宅跡地の買い取りは、買い取りを終了しています。災害危険区域第1種危険区域内の住宅跡地と、第2種危険区域内で防災集団移転促進事業参加者と災害公営住宅入居者が対象で、本年3月の買い取り完了を予定しています。

今後、住宅を再建する被災者向けの補助金の支出が終わり次第、防災集団移転促進事業を完了させたいと考えています。